

(公印省略)
令和6年6月27日

川西市議会議長
大崎 淳 正 様

建設常任委員長
大矢根 秀 明

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

建設常任委員会における審査の経過と結果について (審査日：令和6年6月20日)

1. 議案第41号 令和6年度川西市一般会計補正予算(第1回)

議案の概要

第3表 債務負担行為補正

質疑の概要

(1) 第3表 債務負担行為補正

問 本補正予算案は、路線バス運行支援事業において、大和団地線の輸送人員が令和5年10月時点で目標値を達成できなかったことから、平日の便数を38便から30便に減便しようとするものであるとの説明があったが、当該路線については、地域住民が利用者を増やすために様々な取組を行っていることなどにより、運行状況に改善の兆しが見えてきていると認識している。そこで、こうした地域住民の取組に対する市の評価を伺いたい。

また、配付資料によると、今回の債務負担行為額を補助上限額の年1477万3000円とする旨が記されている点が、令和4年10月から令和5年9月における決算額が1612万7000円であったことから、市として、補助額を約200万円増額して現在の運行本数を維持することは検討したのか伺いたい。

答 大和団地線については、地域で大和交通検討委員会が立ち上げられ、独自の広報誌の発行や地域のイベントでモビリティ・マネジメントを取り上げるなど、公共交通を盛り上げていただいております。今後の他の地域での活動の参考になるものと認識している。

一方で、移動に対する支援は市内全域においても同様に課題となっていると認識していることから、市内全域での移動課題として取り組む考えであり、当該路線の補助だけを個別に考えるという判断には至らなかったものである。

問 大和団地線における補助上限額が年額1477万3000円となっている点について、当該金額は平成17年度一般会計予算審査特別委員会における付帯決議を受けて定められたものと認識しているが、算定根拠を伺いたい。

また、この補助上限額の設定当時と比較して、運賃や利用者数等の状況が大きく変化しているものと認識しているが、補助上限額の見直しに関する市の考えを伺いたい。

答 当該補助上限額については、付帯決議が付された当時の決算額を参考に算定したものであるが、当時とは社会情勢や当該バス路線の在り方等が変化してきており、

現在は、市内全域で移動が課題となっていると認識している。今後は、川西市公共交通計画において、当該路線の補助についても、他の地域を含め市域を一体として解決に向けた検討をしていきたいと考えている。

問 今期定例会において、「大和循環バスの平日38便運行維持に関する請願書」が8000筆を超える署名とともに提出されていることについて、市としてどのように受け止めているのか伺いたい。

また、経過措置を設けず、一気に8便もの便数を減らそうとする進め方について、これにより利便性が低下すれば、さらなる利用者の減少となることを危惧しているが、市の見解を伺いたい。

答 当該請願について署名活動をされていることは認識しているところであり、8000名以上の方の思いは重く受け止めなければならないと考えている。

また、当該路線の便数の減少により利便性が低下することは認識しているものの、今後、事業者や地域住民と限られた便数の中で可能な限り利便性を高め、30便の価値を高められるような協議を行っていききたいと考えている。

問 今回の減便については、地域公共交通会議に諮った上で30便とする承認を得ているとの説明があったが、減便する時間帯やその利用者数など、地域への具体的な影響について検討されたのか伺いたい。また、その内容について地域へ示しているのか、あわせて伺いたい。

答 当該会議において、減便となる時間帯の具体的な想定などの議論は行っていないが、ドライバーが1名減となるので調整の中で全てに対応できる状況ではなくなる。また、便数の減少による影響については事業者へ確認し、利便性に関する課題はあるものの、輸送力については支障がない旨の回答を得ており、減便の内訳については、昼間が2便、朝及び夜が3便ずつと想定しているが、地域への相談には至っていない状況である。

問 配付資料によると、令和8年度から一本化を目指す地域の移動課題支援事業や大和団地線の在り方見直し完了まで時間を要することから、補助期間を令和8年3月までの1年6か月とする旨が記されているが、これらの課題について、当該期間で地域住民等と合意形成を図ることができるのか、市の見解を伺いたい。

答 大和団地線における在り方の見直しについては、川西市公共交通計画において定める地域の移動課題の解決に向けた検討の中で、バスを含めた最適な移動手段を検討していく考えであり、現状における大和地域のバスの必要性は認識しているもの

の、今後、利用者の減少が進んだ場合も含め、地域と協議をしていく考えである。

特記事項 配付資料、付帯決議あり

【配付資料】

路線バス運行支援事業費補助金(令和6年10月～令和8年3月分)に係る運行経費の計上

【付帯決議】

議案第41号 令和6年度川西市一般会計補正予算(第1回)に対する付帯決議(要旨)

今回、川西市一般会計において提出された補正予算案では、第3表債務負担行為補正において、大和循環バスを平日1日38便から30便にすることを内容とする路線バス運行支援事業費補助金2216万円が計上されている。

近年、市内を走るバス路線についても減便が行われている状況で、特に大和循環バスについては、路線維持のためにルート変更や運賃の値上げなど、地域住民も協力して便数を維持してきた経緯がある中で、輸送人員の予測値をもって減便するのは拙速である感が否めない。

また、市が補助の上限としている1477万3000円については、平成17年度一般会計予算審査特別委員会の付帯決議を受けて設定されてから一度も見直されていないことにも違和感を覚えるものである。

しかし一方で、この補正予算案を可決しないことには、大和循環バスの運行を継続することはできず、議会においても苦渋の選択を求められているところである。そこで、当委員会は同事業の今後の取り組みに対し下記の事項について、ここに強く要望する。

記

1. 路線バス運行支援事業費補助金について、人件費や燃料費等の動向を踏まえ、付帯決議を受けて設定した金額を適宜見直すなど柔軟に対応すること。
2. 大和循環バスの運行支援について、令和6年10月以降も地域住民の願いを踏まえ、平日38便の運行が可能となるよう必要な措置を講じること。

審査結果 原案可決(全員賛成)

2. 請願第3号 大和循環バスの平日38便運行維持に関する請願書

請願の趣旨

令和6年3月18日に開催された川西市地域公共交通会議において、事務局から、平日38便を30便にすることが提案され、承認された。本市は坂道が多く、高齢化率も高く、団塊の世代の運転免許証の返納が加速する今、大和循環バスの減便は、高齢者のみなら

ず、子どもや車を持たない若い世代など、交通弱者にとって生活の基盤を揺るがす大きな問題である。高齢化が進行し人口が減少する地域においては、バスや鉄道の減便や廃止など、交通サービスの低下が全国的に課題となっており、本請願は大和地域に焦点を当てているが、他の地域においても同様の事象が起こりうる全市的な課題である。また、地域公共交通が衰退する地域における住民の移動手段の確保は、行政の責務であると考えている。

大和交通検討委員会は、これまでも運賃の値上げや運行ダイヤの見直しなどに取り組んでおり、過去には赤字が3000万円以上になったこともあるが、令和4年10月から令和5年9月までの1年間においては1612万円となり、市補助金の予算額と比較して約500万円も赤字が少なかったことから改善が進んでいると考えている。

今回の決定に至るまでも当委員会は、市に対して平日38便継続のため、地域ができるいくつかの具体的な提案をしたが、その話し合いもないまま、今回の承認に至った。便数を減らせば利用者が減少するスパイラルに陥ることは、火を見るよりも明らかである。

令和5年10月からの新ルートでの運行や、令和6年4月からの畦野駅周辺の駐輪場有料化等の検証がないまま減便はしないでほしい。バスの利用促進は、一朝一夕で結果が出るものではない。

よって、大和循環バスを、令和6年10月からも平日38便で運行できるよう支援を継続することを請願する。

特記事項 請願者の発言申出による趣旨説明あり

審査結果 採択（賛成多数）